

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)定款第18条に定める会員について規定するものとする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同して入会したものとし、次のように区分する。

- (1) 住民会員 (世帯、自治会等)
- (2) 福祉会員 (福祉活動を行う個人・団体・法人・事業所)
- (3) 賛助会員 (本会に賛助する個人・団体・法人・事業所)
- (4) 特別賛助会員 (本会に特別に賛助する個人・団体・法人・事業所)

2 会員となる場合は、入会申込書を本会会長に提出するものとする。

(会費)

第3条 会員は会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

(1) 住民会員

世帯	1口	200円
自治会等	1口	200円×会員加入を希望する世帯数

(2) 福祉会員

個人	1口	500円
団体	1口	1,000円
法人・事業所	1口	2,000円

(3) 賛助会員

個人	1口	1,000円
団体	1口	2,000円
法人・事業所	1口	5,000円

(4) 特別賛助会員

個人・団体・法人・事業所	1口	10,000円
--------------	----	---------

(会費の納入)

第4条 会費は一時納入とし、毎年8月末日までに会費納付書によって納入するものとする。ただし、入会当初に限り入会申込書とともに会費を納入するものとする。

2 既に納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

(会費の減免)

第5条 本会会長は、会員に特別の理由があると認められたときは会費を減免することができる。

(退会・除名)

第6条 会員は、次の場合に退会したものとする。

- (1) 死亡・所沢市区外への転出、または解散したとき。

(2) 退会の申し出があったとき。

(3) 除名されたとき。

2 会員が本会の名誉をき損し、またはその趣旨に反した言動があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項については必要があるときは、本会会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和58年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定については、昭和59年度分から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。